

学生のみなさんへ

立教学院財務部

立教大学では、大学から学生の皆さんへ銀行振込によって奨学金や医療給付費を支払う場合、学生本人名義の振込口座（以後、口座という）を1つ指定していただき、一度口座を登録すれば以後同一課程在学中（学生番号に変更がない期間）はその口座へ振り込むこととします。

対象となるのは次のとおりです。

- ① 大学から銀行振込によって支払われる奨学金
- ② 大学院学生学会発表奨励金など
- ③ 大学院補助費で補助される諸会費
- ④ 学生健康保険互助組合からの医療給付費
- ⑤ TA・SA・RA およびアルバイトの給与
- ⑥ 立替払の旅費等

上記①～⑥のいずれかの振り込み依頼を行う際に、「振込口座確認書・振込口座届（登録・変更）」を提出してください。これにより、振込口座が登録されます。

なお、すでに口座を登録してある方は、「1. 口座登録を行っている」に丸印を記入のうえ提出してください。

また、口座を変更する場合についても、必要事項を記入し、通帳のコピーを添付のうえ提出願います。

***金融機関・支店等の統廃合が生じた場合には、必ず統廃合後の通帳コピーを提出して下さい。**

登録できる口座は、都市銀行または地方銀行の本支店に開設された**学生本人名義の普通預金口座**に限ります。なお、口座を新規に開設する場合には、できるだけ以下の金融機関・支店を利用してください。

- | | | | |
|-----------|--------|----------|--------|
| ① みずほ銀行 | 池袋西口支店 | ④りそな銀行 | 池袋支店 |
| ② 三菱UFJ銀行 | 西池袋支店 | ⑤三菱UFJ銀行 | 新座志木支店 |
| ③ 三井住友銀行 | 池袋支店 | ⑥埼玉りそな銀行 | 新座支店 |

* 郵便局（ゆうちょ銀行）は他行に口座がない場合に限りです。

不明な点は、立教学院財務部（電話 03-3985-2688）までお問い合わせください。

以 上
2019年4月

